

# 国民年金・後期高齢者医療制度ニュース

## 平成23年度の保険料割引額

納付方法		1カ月分	6カ月分	1年分
毎月の支払い (通常の保険料)		15,020円	90,120円	180,240円
前納	現金	—	89,390円 730円お得	177,040円 3,200円お得
	口座振替 <sup>※1</sup>	14,970円 50円お得 <sup>※2</sup>	89,100円 1,020円お得	176,460円 3,780円お得

※1 平成23年度の申込受付は終了しています。  
 ※2 早割制度を利用した場合の割引額です。

国民年金保険料は、まとめて前払い(前納)すると、保険料が割引されます。

## 国民年金保険料の前納割引

問合せ 住民課戸籍保険グループ  
 ☎76・2130

- 現金による前納**
- 6カ月分の前納は、4月から9月までの保険料をその年の4月末までに納め、10月から3月までの保険料をその年の10月末までに納めます。
  - 1年分の前納は、4月から3月までの保険料を、その年の4月末までに納めます。
  - 6カ月や1年前納以外でも、ご希望月からの前納が可能です。
- 口座振替による前納**
- 1カ月の前納制度(早割)があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると月々の保険料が50円安くなります。
  - 6カ月分の前納は、4月末と10月末に口座から引落しします。
  - 1年分の前納は、4月末に口座から引落しします。
- 前納の申込み**
- 現金による前納、口座振替による早割は、随時受け付けています。
  - 口座振替による6カ月前納は、4月から9月までの保険料については2月末、10月から3月までの保険料については8月末が申込期限です。
  - 口座振替による1年前納は、

後期高齢者医療制度の被保険者が、病院にかかったときと介護サービスを利用したときの1年分の自己負担額の合計が、下表の基準額を超えた場合は、超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。支給対象者には、1月以

## 高額介護合算医療費の支給

問合せ 住民課戸籍保険グループ  
 ☎76・2130

2月末が申込期限です。  
 問合せ 砂川年金事務所  
 ☎52・2144  
 住民課戸籍保険グループ  
 ☎76・2130

## 自己負担限度額表 (計算期間：8月1日～7月31日)

負担割合	区分	基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
	一般	56万円	
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

区分Ⅱ：世帯全員が非課税の方  
 区分Ⅰ：世帯全員が非課税である方のうち、世帯全員の所得が0円、または老齢福祉年金を受給している方

- 降に申請方法を案内します。支給を受けるには、窓口への申請が必要です。
- その他**
- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象外です。
  - 支給額が500円未満の場合は支給されません。
  - 平成22年8月1日以降に転入した方や他の健康保険制度から後期高齢者医療制度に移った方は、申請方法をお知らせできない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

## 医療費通知を送付します

後期高齢者医療制度に加入している方へ、3月に医療費通知を発行します。  
**通知の内容**  
 7月から12月までの診療分を記載しています。受診年月、医療機関名などを記載しますが、次のことにご注意ください。

- 記載している医療費は、総額です。窓口の自己負担分ではありません。
  - この通知を確定申告(医療費控除)の領収書として使うことはできません。
  - 診療内容の審査などの都合上、一部の受診記録を記載していない場合があります。
- 発行は希望制です**
- 医療費通知は、希望者のみ発行します。ご希望の方はご連絡ください。なお、すでに発行希望の連絡がお済みの方は、再度の連絡は不要です。
- 問合せ 住民課戸籍保険グループ ☎76・2130  
 北海道後期高齢者医療広域連合  
 ☎011・290・5601



# 年頭所感

## 青少年健全育成町民会議

### 青少年健全育成町民会議

代表 三浦 光喜

日ごろより、町民の皆さまには青少年健全育成活動に対して深いご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

去年は、平成22年度に引き続いてあいさつ運動を関係機関、団体と連携協力して推進してまいりました。

さらに、7月のビールパーティー会場周辺のパトロールや、9月の新十津川小学校下校時における通学路のパトロールは、安全・安心推進協会との連携で子どもたちの見守りを行いました。ご協力をいただきました関係の方々にはあらためて感謝と敬意を表します。

また、青少年の健全育成啓発ポスター掲示について協力を惜しまず受け入れていただいている公共施設、学校、事業所、商店、行政区会館などの方々にも感謝いたします。

6月には、町PTA連合会との共催で新十津川町青少年健全育成のつどいを開催し、参加者が2年連続200名以上という大変喜ばしい数字となっております。

今年もまた、たくさんの方々の参加を期待しております。

さて去年は、私たちにとって決して忘れることのできない年となりました。

3月11日に東北地方を襲った東日本大震災は、1万人超の死者、行方不明者を出し、いまだに故郷へ帰ることのできない相当数の人々が、全国各地に避難されています。そして9月には台風12号によって、母村十津川村が甚大な被害に遭われました。

今回の災害で私たちは、国県の力をもつてもなかなか解決できない問題があると感じました。それと同時にやはり家族の大切さ、絆の強さ、地域の繋がりの重要性を再認識しました。小さな幸せの大切さを…。

青少年健全育成町民会議では、毎年11月に滝川警察署管内の少年犯罪の動向について研修会を開催しています。

昨年も申しましたが、中空知では少年少女の犯罪は減少傾向にあります。不良行為(喫煙、飲酒、夜間徘徊)は横ばい傾向にあり、相当数が補導されています。特徴的なのは高齢化であり、前年17歳、18歳であった者が、順次年齢を上げたかのような状況がうかがえることです。これは一度補導された者が、再度警察にお世話になっていることを示しています。一度不良行為を犯してしまうと、なかなか抜け出せないというのが現状です。

不良行為を防ぐためには、年少のころから親、学校、PTA、地域、行政が一体となつて子どもたちを見守り、指導していく必要があります。

パソコンや携帯電話は今や私たちの生活に無くてはならないものとなりました。その一方で、コミュニティサイトの利用によって、子どもたちの性的被害が増加しています。

ゲームサイトやチャット、プロフィールサイト辺りから簡単に悪質サイトにつながっているから安心」とか「友達同士だから安全」などということは考えずに、便利なものほど危険ということを子どもにも教えてあげましょう。

子どもにもパソコンや携帯電話を使用させる場合、親はネットに潜む危険性を理解し、十分注意することが必要です。わが子を信用しない、というのは悲しいことです。でも、最後に子どもを守るのには親しかいないのですから、もしものことを考え、パソコンや携帯電話を使うにあたっては、フィルタリングは当然のこと、約束事を決め、破った場合は毅然として対処することが必要です。

本年も子どもたちの健やかな成長を願って青少年健全育成町民会議の活動を進めていきますので皆さまの温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



▷安全パトロール(9・29)